

空航第 600 号

平成 11 年 7 月 30 日

自家用航空機所有者・使用者各位

運輸省航空局技術部運航課長

自家用航空機の安全運航の確保について

本日、航空事故調査委員会は、昨年 5 月 3 日個人所属アエロスパシアル式 AS350B 型機がレジヤー飛行中に海面に接触し墜落し、機長が重傷、同乗者 4 名が軽傷を負った事故に係る航空事故調査報告書を公表した。同報告書によれば、機長は飛行前にアルコール飲料を摂取しており、機長が最低安全高度以下の低高度で人家密集地の上空を飛行し、その後高度の低下を抑えることができずに墜落に至ったことについてはアルコールが関与した可能性が考えられるとされている。また、同報告書によれば、機長は航空法第 73 条の 2 に定める出発前の確認事項を行わなかったこと、更に、同法第 81 条ただし書きに定める最低安全高度以下で飛行する許可を取得していなかったこと等が明らかにされている。

小型航空機の安全運航の確保については、平成 10 年 10 月 7 日付け空航第 765 号・空乗第 212 号(別添参照)により小型航空機の所有者・使用者に対し安全運航の確保に万全を期するよう周知したところですが、貴殿におかれでは、別添の内容を再度確認され、自らの安全運航に万全を期するようお取り計らい願います。

(別添)

空航第 765 号

空乗第 212 号

平成 10 年 10 月 7 日

小型航空機所有者・使用者各位

運輸省航空局技術部長

小型航空機の安全運航の確保について

小型飛行機、回転翼航空機など小型航空機の安全運航の確保については、これまで機会あるごとに関係団体等を通じて、安全運航の確保について要請しているところですが、去る 9 月 23 日には大阪府高槻市で搭乗者 5 人全員が死亡すると事故が、翌 24 日には個人機が茨城県霞ヶ浦に墜落し水没するという事故が発生し、本年は 9 月末現在で既に 9 件の死亡事故を含む小型飛行機及び回転翼航空機に係る事故が 17 件発生しております。これらの事故の原因については、航空事故調査委員会において調査が行われますが、小型航空機の所有者又は使用者におかれましては、改めて操縦者等に対し、下記事項を周知徹底され、安全運航の確保に万全を期するようお取り計らい願います。

記

1. 航空法令及び運航・整備関係諸規定を遵守すること。

これには、言うまでもないことですが、

- ① 有効な技能証明及び航空身体検査証明を有していなければ操縦してはならないこと
(飛行計画受理等の際に技能証明の有無を確認させていただくことがあります。)
- ② 酒精飲料等の影響により正常な運航ができないおそれがある間は操縦してはならないこと
- ③ 他の航空機又は物件と接触しないよう外部見張りを行うこと
- ④ 気象情報、航空情報等の確実な把握等、出発前の確認を確実に行うこと

- ⑤ 最低安全高度を遵守すること
 - ⑥ 気象や飛行方式に関するルールを守ること
- 等が含まれます。

2. 日常から事故、インシデントに関する情報、製造者からの技術情報、航空気象に関する情報の収集・把握に努める等、安全意識の向上を図ること。